

## 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条第3号に規定する登録試験

### (1) 登録基準

解体工事業に係る登録等に関する省令

(登録の申請)

第七条の十七 第七条第三号の登録は、登録試験の実施に関する事務（以下「登録試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2・3 略

(登録の要件等)

第七条の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条第一号の表の上欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。
- 二 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める人数以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。
  - イ 学校教育法 による大学において土木工学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者若しくは技術士法 による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 一名
  - ロ 学校教育法 による大学において建築工学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者若しくは建築士法 による一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名
  - ハ 建設業法 による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは一級の建築施工管理とするものに合格した後解体工事業に関し五年以上の実務経験を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名
- 2 第七条第三号の登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
  - 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録試験事務を行う者（以下「登録試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
  - 四 登録試験事務を開始する年月日

### (2) 登録法人

法人の名称 : 社団法人 全国解体工事業団体連合会  
登録時期 : 平成18年8月14日  
法人の連絡先 : 東京都中央区八丁堀4丁目1番3号  
登録の理由 : 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条第3項の規定に基づく基準に適合しているため。

### (3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし